

令和 5 年度
第 2 回一宮市農業委員会総会
議 事 錄

と き：令和 5 年 5 月 29 日（月）
ところ：一宮市役所本庁舎 1401 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第2回総会 議事録

令和5年5月29日（月）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 事業計画変更承認報告について

報告第4号 現況証明報告について

<出席委員>

(農業委員：17名)

1番 山内 磨砂樹	2番 浅野 豊久
3番 坂井 利弘	4番 本多 幸信
5番 伊藤 真澄	6番 (欠席)
7番 森下 重信	8番 戸松 勲
9番 (欠席)	10番 加藤 和敏
11番 大橋 源一郎	12番 稲垣 哲夫
13番 伊藤 真由美	14番 野田 正広
15番 浅野 富士男	16番 武田 金之
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江寄 正雄	

(農地利用最適化推進委員：14名)

1番 木村 光男	2番 今井 賢次
3番 鷲津 富夫	4番 蟹江 勇夫
5番 大嶋 茂	6番 柴山 守男

7番	(欠席)	8番	吉田	善政
9番	(欠席)	10番	花木	定信
11番	(欠席)	12番	安藤	均
13番	夫馬 政義	14番	川合	一
15番	高橋 紘治	16番	後藤	守
17番	菱川 善也			

<欠席委員>

(農業委員：2名)

6番	服田 裕二	9番	河邊 直喜
----	-------	----	-------

(農地利用最適化推進委員：3名)

7番	野田 義隆	9番	土川 猛司
----	-------	----	-------

11番	山中 政勝
-----	-------

<事務局>

事務局長	加藤 勝明	専任課長	角田 篤彦
------	-------	------	-------

課長補佐	近藤 周二	主 査	神尾 伊吹
------	-------	-----	-------

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第2回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願ひいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会 (午後2時08分)

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第2回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中17名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。14番 野田正広委員さん、16番 武田金之委員さんのご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2を議題とします。第1号議案「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】

第1号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」を、説明させていただきます。座って説明させていただきますのでよろしくお願いします。

「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況について」の、I. 農業委員会の状況につきましては、令和5年4月1日現在の状況で記載しております。2ページをお願いします。

II 最適化活動の実子状況の1. 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積につきましては、①管内の農地面積2,770haに対し、これまでの集積面積89ha、集積率は3.2%でしたが、令和4年度の集積面積は5haとなり、目標の集積面積である40haに達しませんでした。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、①令和4年度の遊休農地は14.8haでございました。令和4年度の緑区分遊休農地は5.8ha解消されましたが、新規の遊休農地が6.3ha増加しました。その結果、0.5ha増加しました。なお、黄区分の遊休農地はありません。この緑区分とは、草刈等により耕作することが可能な遊休農地です。また、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地です。

次に(3)新規参入の促進につきましては、①目標としておりました1経営体を確保することができました。はつらつ農業塾の担い手コースに令和2年8月

に入塾し、2年間受講して、令和4年7月に卒塾した方が8月に就農されました。木曽川町のタマネギ農家として、5000m²の農地を利用権設定しました。

2. 最適化活動の活動目標についてでございます。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、1人当たりの活動日数として月7日と設定していましたが、約半数の方が目標の月7日以上の活動をしていただきました。

(2)活動強化月間の活動目標につきましては、年間3月（6月、1月、2月）にそれぞれ農地パトロール活動の強化、農地所有者等の意向把握活動をしていただきました。

(3)新規参入相談会への参加実績につきましては、一宮市・稻沢市・愛知西農業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾担い手コース説明会へ参加し、新規就農者に対し相談活動をしました。この説明会につきましては、令和4年5月に開催され、浅野会長さんにご参加いただきました。

推進委員等の点検・評価結果については、国の審査基準に合わせた結果でございます。

次に事務の実施状況でございます。1. 総会、部会の開催状況については総会の月1回の開催でございます。

2. 農地法第3条に基づく許可事務については、55件でございました。

3. 農地転用に関する事務につきましては、309件でございました。

4. 違反転用への対応についてです。現状につきましては、令和5年3月現在で、昨年度と同じ0.3haで国に報告している数値となります。主に浅井町、西成地区に相当以前からある産廃の山になっている案件です。解決に向けた動きは特になく、現地確認、現状把握をするにとどまっております。違反転用解消のために実施した活動内容につきましては、農業委員・推進委員による日常的な農地パトロール等を実施し、早期発見に努めました。

令和4年度の最適化活動の実績活動についての報告説明は以上でございます。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。

【神尾主査】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転11件です。詳細は、2ページから4ページとなります。

2ページの4番から3ページの11番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。12番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。13番から4ページの14番につきましては、経営拡大のため所有権の移転をされるものです。

以上、農地法第3条許可11件につきまして農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【大橋委員】

今回の3条許可申請のうち、4番、5番、8番、9番、13番については耕作経験がない方が申請された案件です。4月から下限面積が撤廃され、このような案件が出てくるだろうということは想像できた訳ですが、今月は5件が申請されています。農業委員会として許可にあたり、申請者が今後耕作していくことが可能なのか、所有権を移転しただけで耕作できずに遊休農地になってしまって周囲に迷惑をかけるようなことがないのか、といったことも考えながら審査しなければならない案件だと思います。そこで、事務局の審査や現地調査をされた委員さんがどのような状況で、許可相当と判断されたのかをお尋ねし

ます。

【浅野副会長】

総会に提出する案件について、事前に会長と私で審査を行いました。3条許可については、4月から下限面積が撤廃され、さらに県からの指導といいますか、3条許可で農地として取得した土地は、最低3年間は転用することができないといったことも以前はありましたが、そのあたりも撤廃されています。通作距離についても以前は15km以内、30分以内であることといった基準があったと思いますが、それも既に撤廃されています。そのような状況ですから、今後は何をもって審査をすれば良いのかといった点を事務局とも協議をさせていただきまして、3条で許可した案件については、事務局や担当地区の委員さんで追跡調査を行って、耕作されていることを確認して、万一耕作されていない場合には指導をしていくようにしていきたいと考えております。今後、委員の皆さんのご意見もお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【浅野議長】

4番、5番、8番、9番の案件に関しましては、私が地区担当で現地確認を行いました。いずれの申請地も申請者の自宅の隣接地や近くの土地で、畑として利用していく状況でしたので、問題ないと判断しました。

他の担当地区の委員さんでご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

【伊藤真由美委員】

13番の現地確認を行いました。申請地はもともと借りて家庭菜園的に使用されており、今回法律が変わって取得できるようになったので申請されたのかと思います。申請者は高齢ですが、お子さんも一緒に耕作されるとのことです。

【山内委員】

申請者の住所地が私の担当区域です。申請者の方にお会いしてお話をお聞きしました。今回の申請地は、元々は申請者の父の土地で相続はしていないけれど20年近くずっと耕作をしている土地ということです。申請者の自宅には管理機などの農機具もあって、ポットで苗の準備もして見えました。収穫されたタマネギなどもありました。本人は高齢ですがお元気で、お子さんに車で送ってもらえるとのことでした。

また、申請地にも行って、実際に耕作されていることを確認してきましたが、この状況であれば、今後も耕作を続けていけると判断しました。

【浅野議長】

ありがとうございました。大橋委員さん、よろしいでしょうか。

【大橋委員】

よくわかりました。今後もこのような形で調査をして、審議していくことが必要と思いますので、よろしくお願ひします。

【浅野議長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することいたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の5ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転10件、賃借権設定3件、使用貸借権設定5件です。詳細は、6ページから9ページとなります。

6ページの22番から7ページの28番につきましては分家住宅、29番につきましては流通業務施設を建築するものです。30番につきましては既存宅地ための最小限の通路として利用されるものです。以上9件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。31番から8ページの36番につきましては駐車場、9ページの37番につきましては駐車場兼資材置場、38番につきましては資材置場として利用されるものです。39番につきましては砂利採取のため一時的に利用されます。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。ま

た、36番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可18件につきまして、宜しくご審議のほどお願ひいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議場 [質疑なし]

【浅野議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は举手をお願いします。

議場 [举手]

【浅野議長】

举手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の10ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。

今月の申請は2件です。詳細は、11ページをご覧ください。

2番、3番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願2件につきまして、宜しくご審議のほどお願ひいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は举手をお願いします。

議 場 [举手]

【浅野議長】

举手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決・決定することいたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の12ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、13ページから15ページとなります。

14ページの1番から6番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、賃借権を設定されるものです。7番から10番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用賃借権を設定されるものです。15ページの11番から13番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、賃借権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は举手をお願いします。

議 場 [举手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することいたします。

【浅野議長】

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「事業計画変更承認報告について」
- ・報告第4号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから12ページの所有権移転26件、賃借権設定5件、使用貸借権設定6件です。13ページをご覧ください。報告第3号は、事業計画変更承認報告についてです。今月の報告は、14ページの1件です。15ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、16ページから17ページの7件です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。宜しくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉会（午後2時45分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において
署名する。

議長 浅野 豊久

署名者 野田 正広

署名者 河邊 直喜